

## マイナンバー（個人番号）の提出のお願い

年金請求等を行う際にマイナンバーを申告することが法令で義務付けられています。  
社会保障や税などにおいて共通で使用されるマイナンバーの提出をお願いします。

※根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第14条 等

マイナンバーを提出していただくと・・・

年金請求手続き等で必要な**住民票などの添付書類が省略**できます。

届出について

①裏面の「マイナンバー申告書」に**請求者本人**のマイナンバーを記載してください。



②記載されたマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要なため、以下の（1）または（2）を同封のうえ提出してください。

（窓口受付の場合、（1）及び（2）の提出はいずれも不要です。職員に直接提示してください。）

### （1）**マイナンバーカード（個人番号カード）**

番号確認と身元確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

※ 両面をコピーしてください。



（2）以下の2種類（㊶と㊷1種類ずつ）をご提出ください。

### ㊶**マイナンバーが記載されている書類から1種類**

住民票の写し（マイナンバー記載のもの）または通知カード

### ㊷**身元確認のできる書類から1種類**

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

※ ㊶の通知カード及び㊷は1種類ずつコピーしてください。

# マイナンバー申告書

この申告書は、厚生年金保険法の実施機関である共済が、正確なマイナンバーを把握するために請求者に記載いただくものです。

記載いただいたマイナンバーは、共済における年金の手続において使用します。

(記入要領)

- 1 請求者の氏名・性別・生年月日・住所をご記入ください。
- 2 マイナンバー記入欄に、請求者のマイナンバー（12桁）を、基礎年金番号記入欄に請求者の基礎年金番号（10桁）をご記入ください。

フリガナ		性別	生年月日（年号は○で囲む）
氏名		男 女	大正 昭和 年 月 日 平成 令和
住所			
マイナンバー記入欄			
基礎年金番号記入欄			